

求人票(2027年3月卒業者対象)【給食分野】

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------------------------------------|--|---|
| フリガナ | シャカイフクシホウジン ゼノ ショウネンボクジョウ | | フリガナ | ホウシマル シュウゴ | |
| 法人名 | 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 | | | 代表者名 | 理事長 寶子丸 周吾 |
| 所在地 | 〒720-0311 広島県福山市沼隈町大字草深1212 ☎ 084 - 987 - 0357 📠 084 - 987 - 3185 E-mail houjin_jimu@zeno.or.jp URL http://www.zeno.or.jp | | | 設立 | 1962年4月23日 |
| | | | | 従業員数 | 506人 |
| | | | | 事業内容 | 児童発達支援センター、放課後等デイサービス、障害児(者)入所施設、障害福祉サービス多機能型事業所、相談支援、居宅介護、共同生活援助、認定こども園、保育所等の福祉事業を運営している。 |
| | | | | 法人の特徴 | 「明日を信じ限りなき前進をしよう!」を合言葉に、保育が必要な子どもたち、幼児期から高齢期までの障がいのある人たちやその家族のみなさま。それぞれに大切な気持ちがあります。そんな一人ひとりの想いや願いに丁寧に耳を傾ける、そして寄り添い続けて形にしています。私たちは一人ひとりの良きパートナーでありたいと思っています。「その人らしく生きる」を大切にしながら、私たちは今日も前進しています。 |
| 採 用 条 件 | 労働時間 | 変形労働時間制(1ヵ月単位・1年単位) 時間外勤務:月平均6~8時間程度 | | | |
| | 休日 | 月平均:9日 年間:112日(計画年休5日含む) | | | |
| | 有給休暇 | 初年度:10日(勤務1ヵ月後に付与)(内計画年休5日) | | | |
| | 特別休暇 | 冠婚葬祭、子看休暇、介護休暇など | | | |
| | 福利厚生 | ✦雇用保険 ✦労災保険 ✦健康保険 ✦厚生年金 ✦産前産後休業 ✦育児介護休業 ✦退職金制度 ✦企業型確定拠出年金(選択制) | | | |
| 募集職種 | 調理員 | | | | |
| 初 任 給 | | 諸手当 | | 業務内容 | |
| 職 種 | 調理員 | 住宅手当 | 通勤手当 | 入所利用者の食事提供。管理栄養士の作成する献立に基づき、栄養面など健康管理に携わる。また、お正月や季節毎の行事食などを提供する。児童施設では、お弁当作りも行う。 | |
| 月額支給額 | 213,000円 | 最大 22,500円 | 最大 25,900円 | | |
| 基本給 | 203,000円 | 賃貸借契約の世帯主に支給 | 最短距離にて計算 2,400円~ 距離に応じて 毎月支給 | | |
| 職務手当 | 10,000円 | | | | |
| 賃金締切日 | 末日 | 賃金支払日 | 翌月10日 | 試用期間 | 最大6ヶ月(基本給・職務手当の9割支給) |
| 賞 与 | 前年度実績:年3回 計4.3月分 | | | 昇給(年1回) | 前年度実績:あり(1,500円) |
| 募集事業所 | | | | | |
| 募集事業所 | 障害者支援施設「ゼノ」やまびこ学園 「ゼノ」なごみの家 | | | | |
| 就業場所 | 福山市沼隈町草深 | | | | |
| 勤務時間 | ①8:30~17:30 ②8:00~17:00 ③9:00~18:00 | | | | |
| 選 考 等 | 心 募 | マイナビ・法人HP・電話(採用担当宛て) | | 必要な免許 | 普通運転免許(AT限定可) |
| | 提出書類 | 履歴書(写真付) | | 見 学 | 個別にて随時対応 |
| | 提出方法 | 本人持参・送付 いずれも可 | | 試験日 | 4/25(土) 5/16(土) 6/20(土) |
| | 選考方法 | 基礎学力試験・テーマ作文・面接 | | | 8/1(土) 9/12(土) 12/12(土) |
| 選考結果 | 7日後郵送 | | 試験場所 | 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 法人本部 | |
| 職場説明会 事業所見学 | 対面またはオンラインにて説明会・見学を随時開催 仕事体験も1日から体験可能 | | | 説明会、仕事体験の詳細、申込はコチラから | |
| 備 考 | <問い合わせ先> 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 法人事務局 採用担当:池田(いけだ) メール:recruit@zeno.or.jp 電話:084-987-0357 | | |   法人ホームページ マイナビ2027 | |
| 特記事項 | ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科ないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 | | | | |